１　目　　　的

この要領は、精神疾患の療養のため長期間職場を離れている教員に対して、円滑な職場復帰と再発の防止を図ることを目的に行う職場復帰支援事業（以下「職場復帰支援プログラム」という。）について、必要な事項を定めるものである。

２　対　象　者

　　対象者は、精神疾患により休職している府立学校に勤務する教員及び府費負担教員（大阪市、堺市及び豊能地区を除く。）とする。

ただし、過去に参加実績のある者は、２回目以降の参加を不可とする。

３　職場復帰支援プログラム

(１) 実施場所

府教育委員会の指定する専門医療機関（以下「病院」という。）とする。

(２)　参加手続き

①　参加を希望する教員は、所属学校長に職場復帰支援プログラム参加申出書兼同意書（様式第１号）を提出し、学校長（府費負担教員にあっては市町村教育委員会）は、府教育委員会に副申(様式第２号)するものとする。

②　府教育委員会は、副申があった場合は、病院に参加の可否の判断を確認し、その結果を学校長（府

　　　費負担教員にあっては市町村教育委員会）に通知（様式第３号）するものとする。

③　病院は、参加の可否の判断を行うに当たっては、参加希望者の主治医に病状確認を行ったうえ、原則として学校長立会いのもと本人との面接を行うものとするが、次のいずれかの場合はその限りではない。

ア　面接を行う前に、主治医に病状確認を行った時点で、参加不適応であることが明らかとなった場合。

イ　参加希望者が多数の場合等、全員の面接を行うことができないとき。（但し、主治医の意見内容等をもとに、参加の可否の判断を行うこと。）

(３) 終了手続き

①　病院は、終了した参加者についての終了報告を、府教育委員会に行うものとする。

②　府教育委員会は、所属学校長（府費負担教員にあっては市町村教育委員会）に終了した旨通知する。

(４)　中止の場合の手続き

① 参加者が職場復帰支援プログラムを中止したい場合は、あらかじめ学校長に職場復帰支援プログラム中止申出書（様式第４号）を提出し、学校長（府費負担教員にあっては市町村教育委員会）は、速やかに府教育委員会（府費負担教員については市町村教育委員会を通じて）に副申（様式第５号）するものとする。

② 病院は、参加者の状態により職場復帰支援プログラムを中止させることができる。この場合の手続きは３（３）に準ずる。

　(５)　復職後の支援

　　①　上記（３）の終了手続きを終え、復職した参加者は、職場復帰支援プログラム参加の次年度、病院が実施する復職後支援講座に参加することができる。なお、参加する際の服務は、職免とする。

　　②　府教育委員会は、別途対象者の所属学校長（府費負担教員にあっては市町村教育委員会）及び本人に復職後支援講座の詳細を通知する。

(６)　効果検証

府教育委員会は、終了した参加者一人ひとりについて就業状況を確認し、病院に情報提供する。病院は、職場復帰支援プログラムの効果を検証する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成１５年７月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　　　　１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

　　　　１　この要領は、令和２年１２月１０日から施行する。

附　　則

　　　　１　この要領は、令和４年５月１１日から施行する。